

## 別添5 資産分類及び償却・引当に関する要領

(制 定：令和8年3月31日)

### 第1 資産査定の目的等

#### 1 資産査定の目的

資産査定とは、組合等の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、組合等の経営の健全性の確保の観点から、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定することを目的とする。

#### 2 用語の定義

- (1) 「系統金融機関」とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第10条第1項第3号に定める事業を行う農業協同組合及び同号に定める事業を行う農業協同組合連合会（以下「信農連」という。）、水産業協同組合法（昭和23年法律242号。以下「水協法」という。）第11条第1項第4号に定める事業を行う漁業協同組合及び同法第93条第1項第2号に定める事業を行う水産加工業協同組合、同法第87条第1項第4号に定める事業を行う漁業協同組合連合会、同法第97条第1項第2号に定める事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下、総称して「信漁連」という。）並びに農林中央金庫（以下「金庫」という。）をいう。
- (2) 「共済事業実施機関」とは、農協法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合及び同号の事業を行う農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）並びに水協法第11条第1項第12号の事業を行う漁業協同組合及び同法第93条第1項第6号の2の事業を行う水産加工業協同組合、同法第100条の2の共済水産業協同組合連合会（以下「共水連」という。）をいう。
- (3) 「共済連」とは、全共連及び共水連をいう。
- (4) 「系統金融機関等」とは、系統金融機関及び共済連をいう。
- (5) 債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分することを「債務者区分」という。
- (6) 資産査定において、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類に区分することを「分類」といい、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類とした資産を「分類資産」という。  
また、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産（Ⅰ分類資産）を「非分類資産」という。
- (7) 「信用格付」とは、債務者の信用リスクの程度に応じた格付をいい、信用リスク管理のために不可欠なものであるとともに、正確な自己査定及び適正な償却・引当の基礎となるものである。また、信用格付は、債務者区分と整合的でなければならない。
- (8) 「債権区分」とは、次に掲げることをいう。  
ア 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第6条及び金融機能の早期健

全化のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第143号）第3条第2項の規定に基づき、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第2号。以下「金融機能再生緊急措置法施行規則」という。）第4条に定める資産の査定の基準により、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として「正常債権」、「要管理債権」、「危険債権」、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に区分すること（信農連、信漁連及び金庫のみ）。

イ 農協法第54条の3第1項又は水協法第58条の3第1項（水協法第105条第3項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、それぞれ農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第204条第1項第1号ホ(2)若しくは同項第2号へ(2)又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「漁協信用事業等命令」という。）第48条第1項第1号ホ(2)に定める基準に基づき、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として「正常債権」、「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」（全共連にあつては「貸付条件緩和債権」）、「危険債権」、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に区分すること。

ウ 水協法第105条第3項の規定により準用する水協法第58条の3第1項の規定により、水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）第207条第1項第6号ハに定める基準に基づき、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として「正常債権」、「要管理債権」、「危険債権」、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に区分すること。

### 3 資産査定における分類区分

資産査定においては、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に判定する。

(1) Ⅰ分類は、「Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産」であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産である。

(2) Ⅱ分類とするものは、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の場合を超える危険を含むと認められる債権等の資産」である。

なお、Ⅱ分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものがある。

(3) Ⅲ分類とするものは、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」である。

ただし、Ⅲ分類については、組合等にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の資産の状況に精通している組合等自らのルールと判断により損失額を見積もることが適当とされるものである。

(4) Ⅳ分類とするものは、「回収不可能又は無価値と判定される資産」である。

なお、Ⅳ分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとして

も、基本的に、査定基準日において回収不可能又は無価値と判定できる資産である。

#### 4 自己査定における基準日

系統金融機関等が行う自己査定については、基準日は決算期末日である必要があるが、実務上、仮基準日を設けて自己査定を行っている場合には、仮基準日は原則として決算期末日の3か月以内となっているかを検証する。なお、債務者の状況の変化に応じて、適宜、信用格付、債務者区分及び分類区分等の見直しを行っている場合は、信用格付等の見直しが適時適切に行われているかを検証する。

#### 5 資産分類及び償却・引当

系統金融機関等が行う自己査定については、検査官は、自己査定結果については別表1により、償却・引当結果については別表2に掲げる方法により、各々当該組合等の定める基準に則って正確に行われているか、検証する。

系統金融機関等以外の組合等については、検査官は、自己査定が自主的な取組であることに留意の上、当該組合等が自己査定を実施しておらず、当該組合等に資産の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いを判断する基準がない場合に、別表1及び別表2を参考とすることができるほか、以下に留意する。

- (1) 特定の海外債権に対する引当勘定繰入額に見合う貸付金については、系統金融機関等以外の組合等に限り、分類の対象外とすることができる。
- (2) 実質破綻先及び破綻先に対する貸付金については、系統金融機関等以外の組合等に限り、保証による回収の見込みが不確実な部分をⅢ分類とすることができる。
- (3) 系統金融機関等以外の組合等の業務用固定資産及び業務外資産のうち、一定期間にわたり利用実態がないいわゆる不稼働固定資産又は保有することが好ましくない固定資産については、原則として帳簿価額をⅡ分類とする。

ただし、当該固定資産の処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回っている場合は、処分可能見込額をⅡ分類とし、処分可能見込額と帳簿価額の差額を価値の毀損の危険性の度合いに応じて、Ⅲ分類又はⅣ分類とすることができる。

(注) 稼働、不稼働にかかわらず、減損会計を適用した場合に減損すべきとされた金額については、これをⅣ分類とする。

自己査定（別表1）

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>1. 債権の分類方法</p> <p>(1) 基本的な考え方</p>	<p>債権とは、貸出金（共済事業にあつては貸付金。以下同じ。）及び貸出金に準ずる債権（貸付有価証券、外国為替、未収利息、未収金、貸出金に準ずる仮払金、債務保証見返）をいい、債権の分類は次に掲げる方法により行う。</p> <p>なお、信用リスクの管理上は、上記に掲げる債権以外に信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を含めて原則として自己査定を行うことが必要であり、その場合には、対象となる資産等の範囲が明確でなければならない。</p> <p>なお、国際統一基準適用系統金融機関にあつてはオフバランス項目の自己査定を行うものとし、国内基準適用系統金融機関にあつては自己査定を行わなくとも差し支えないが、自己査定を行うことが望ましい。</p> <p>債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金用途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行うものとする。</p> <p>ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とする。</p> <p>なお、国際統一基準適用系統金融機関にあつては信用格付を行うものとし、国内基準適用系統金融機関にあつては信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えないが、信用格付を導入することが望ましい。</p>	<p>オフバランス項目については、原則として自己査定を行う必要があるが、被検査共済連にあつては、その規模等から判断し、必ずしも自己査定を行わなくとも差し支えない。その場合、自己査定を行わないことに合理的な理由があるか検証する。</p> <p>債権の査定に当たっては、原則として信用格付を行う必要があるが、被検査共済連の規模等から判断し、必ずしも信用格付を行わなくとも差し支えない。その場合、信用格付を行わないことに合理的な理由があるか検証する。</p> <p>債権の分類方法の検証に当たっては、信用格付が合理的で債務者区分と整合的であるか（信用格付が行われている場合）、債務者区分が正確に行われているか、債権の資金用途等の内容を個別に検討しているか、担保や保証等の調整が正確に行われているかを検証し、自己査定基準に基づき分類が正確に行われているかを検証する。</p>	<p>(注)「貸付有価証券」とは、金融機能再生緊急措置法施行規則第4条第1項に掲げる「欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）」並びに農協法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)及び同項第2号へ(2)、漁協信用事業等命令第48条第1項第1号ホ(2)並びに水産業協同組合法施行規則第207条第1項第6号ハに掲げる「欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合における当該有価証券（使用貸借契約又は貸借契約によるものに限る。）」をいう。</p> <p>(注)「国際統一基準適用系統金融機関」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年金融庁・農林水産省告示第4号）第2条等において規定する国際統一基準により自己資本比率を算定している系統金融機関をいい、「国内基準適用系統金融機関」とは、国内基準により自己資本比率を算定している系統金融機関をいう。以下同じ。</p> <p>(注)左記の「被管理金融機関」とは、預金保険法（昭和46年法律第34号）附則第16条第2項及び農水産業協同組合貯金保険法</p>

<p>(2) 信用格付</p>	<p>債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的であればならない。</p>	<p>信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の財務内容、信用格付業者の格付、信用調査機関の情報などに基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務者区分の概念とが整合性のとれたものとなっているかを検証する。</p> <p>また、被検査系統金融機関等内部のデータに基づき信用格付を行っている場合は、当該データの信頼性及び標本数が十分であるかを検証する。当該データが不十分と認められる場合には、外部の信用調査機関等のデータをもって補完されているかを検証する。</p> <p>さらに、債務者の業況及び今後の見通し、信用格付業者による当該債務者の格付の見直し、市場等における当該債務者の評価などに基づき、必要な見直しが定期的かつ必要に応じて行われるとともに、信用格付の正確性が監査部門により検証されているかを検証する。</p>	<p>(昭和48年法律第53号) 附則第7条第2項の認定が行われた金融機関をいう。以下同じ。</p> <p>(注)「信用格付業者」とは、金融商品取引法第2条第36項に定める信用格付業者のことをいう。以下同じ。</p>
<p>(3) 債務者区分</p>	<p>原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する。</p>	<p>債務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて、みなし債務者区分を付して分類を行うことに留意する。</p> <p>債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性を見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。</p>	<p>(注)「プロジェクト・ファイナンス」とは、例えば、ノン・リコース・ローンのように、特定のプロジェクト(事業)に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フロー(収益)に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法である。以下同じ。</p> <p>(注)「債務者の実態的な財務内容」の把握</p>

		<p>特に、農林漁業者、中小・零細企業等については、当該債務者の財務状況のみならず、当該債務者の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該債務者の経営実態を踏まえて判断するものとする。</p> <p>また、当該債務者の親会社等の状況を勘案する場合には、単に親会社の財務状況が良好であるとの理由だけで債務者区分を決定することは適当ではない。なお、当該債務者の親会社等の支援を勘案する場合には、親会社等の支援実績、今後の支援見込み等について十分検討する必要がある。</p> <p>さらに、債務者が、法令等に基づき、国又は地方公共団体が民間金融機関の貸出に対して利子補給等を行うなどの政策金融（以下「制度資金」という。）を利用している場合には、債務者の財務状況等の検討に加え、制度資金の内容をも踏まえた上で、債務者区分の検討を行うものとする。</p>	<p>に当たり、十分な資本的性質が認められる借入金は、新規融資の場合、既存の借入金を転換した場合のいずれであっても、負債ではなく資本とみなすことができることに留意する。</p> <p>(注)「キャッシュ・フロー」とは、当期利益に減価償却など非資金項目を調整した金額をいう。以下同じ。</p>
① 正常先	<p>正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。</p>	<p>左記に掲げる債務者が正常先とされているかを検証する。</p>	
② 要注意先	<p>要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。</p> <p>また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。</p>	<p>左記に掲げる債務者が要注意先とされているかを検証する。</p> <p>また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区分が適切かを検証する。</p> <p>さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。</p> <p>イ. 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。</p>	<p>(注)「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（全共連にあっては三月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権）である債務者をいう。ただし、要管理債権が貸出条件緩和債権（共済連にあっては貸付条件緩和債権。以下同じ。）のみであり、貸出条</p>

創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。

具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。

なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、創業赤字となっている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。

債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、事業規模、キャッシュ・フローによる債務償還能力等のほか、債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に満たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。

ロ．赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。

なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検証するための目安であり、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。

債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、債務者の業況、赤字決算の原因、企業の内部留保の状況、今後の決算見込み等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に満たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。

(イ)赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のものであり、短期間に黒字化する

件緩和債権の全てが、「自己査定(別表1)」の1.の(3)の(注)において資本とみなすことができるとされている債権である債務者は、「要管理先である債務者」に該当しない。以下同じ。

<p>③ 破綻懸念先</p>	<p>破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）をいう。</p> <p>具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。</p>	<p>ことが確実と見込まれる債務者。</p> <p>(ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。</p> <p>ハ、不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形並びにこれらに類する電子記録債権を有する債務者であっても、債務者の収益及び財務内容を勘案した結果、債務者が不渡手形等を負担する能力があると認められる場合には、当該債務者は正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>なお、上記のイからハに該当しない債務者については、左記に照らして要注意先に該当するかを検討するものとし、直ちに要注意先と判断してはならない。</p> <p>左記に掲げる債務者が破綻懸念先とされているかを検証する。</p> <p>ただし、金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下のすべての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>なお、本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、経営改善計画等が策定されている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。</p> <p>債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに破綻懸念先と判断し</p>
----------------	---	---

てはならない。

特に、農林漁業者、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業等の財務状況のみならず、当該企業等の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業等の経営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計画等が策定されていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。

さらに、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策定しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に勘案して検討するものとする。

イ．経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。

ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。

ロ．計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が原則として正常先となる計画であること。ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が要注意先であっても差し支えない。

ハ．すべての取引金融機関等（被検査系統金融機関等を含む。）において、経営改善計画等に

<p>④ 実質破綻先</p>	<p>実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。</p> <p>具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金</p>	<p>基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できること。</p> <p>ただし、被検査系統金融機関等が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等（被検査系統金融機関等を含む。）が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づき支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できれば足りるものとする。</p> <p>二. 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。</p> <p>ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。</p> <p>なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。</p> <p>左記に掲げる債務者が実質破綻先とされているかを検証する。</p> <p>法的・形式的には経営破綻の事実が発生していないが、自主廃業により支所（支店）又は営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行っていないと認められる場合に、当該債務者を実質破綻先としているかを検証する。</p> <p>イ.「金融機関等の支援を前提と</p>
----------------	--	---

	<p>が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しが無い状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいう。</p>	<p>して経営改善計画等が策定されている債務者」のうち、経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復が見込めず、経営改善計画等の見直しが行われていない場合、又は一部の取引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥る可能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にある」ものとして、実質破綻先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>ロ.「実質的に長期間延滞している」とは、原則として実質的に6か月以上延滞しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。</p>	
<p>⑤ 破綻先</p>	<p>破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。</p>	<p>左記に掲げる債務者が破綻先とされているかを検証する。</p> <p>ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による更生計画等の認可決定が行われた債務者については、破綻懸念先と判断して差し支えないものとする。さらに、更生計画等の認可決定が行われている債務者については、以下の要件を充たしている場合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区分が原則として概ね5年以内に正常先（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、債務者区分が要注意先であっても差し支えない）となる計画であり、かつ、更生計画等が概ね計画どおりに推移すると認められること。</p> <p>ただし、当該債務者の債務者区分が5年を超え概ね10年以内</p>	

		<p>に正常先（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、債務者区分が要注意先であつても差し支えない）となる計画となっている場合で、更生計画等の認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。</p> <p>なお、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）の規定による特定調停の申立が行われた債務者については、申立が行われたことをもって破綻先とはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断するものとする。</p> <p>また、個人債務者が死亡、行方不明となったことをもって、法的・形式的な経営破綻の事実が発生しているとは捉えないことに留意する。</p>	
<p>(4) 担保による調整</p>	<p>担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、Ⅱ分類とする。</p> <p>また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。</p>	<p>左記に掲げるとおり、担保により保全措置が講じられているものが区分され、担保評価及びその処分可能見込額の算出が合理的なものであるかを検証する。</p>	
<p>① 優良担保</p>	<p>預貯金等（預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託、満期返戻金のある保険・共済をいう。以下同じ。）、国債等の信用度の高い有価証券、決済確実な商業手形及びこれに類する電子記録債権等をいう。</p>	<p>左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。</p> <p>イ.「満期返戻金のある保険・共済」は、基準日時点での解約受取金額が処分可能見込額となることに留意する。</p> <p>ロ.「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。</p> <p>(債券)  (イ) 国債、地方債  (ロ) 政府保証債（公社・公団・</p>	<p>(注)「決済確実な商業手形」及び「これに類する電子記録債権」には、代り金を別段預貯金に留保している場合を含む。</p> <p>(注)「預貯金等」、「国債等の信用度の高い有価証券」、「決済確実な商業手形」及び「これに類する電子記録債権」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、優良担保</p>



		<p>高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならない。</p> <p>ハ、「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除かれる。</p> <p>ニ、「これに類する電子記録債権」とは、電子記録債権の債務者の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、支払期日における支払いが確実な電子記録債権をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために発生記録がなされた電子記録債権は除かれる。</p>	
② 一般担保	<p>優良担保以外の担保で客観的な処分可能性があるものをいう。</p> <p>例えば、不動産担保、工場財産担保等がこれに該当する。</p> <p>不動産担保は、確実な換価のために、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保されているものがこれに該当する。</p> <p>債権担保は、確実な回収のために、適切な債権管理が確保されているものがこれに該当する。</p>	<p>左記に掲げる担保が一般担保とされているかを検証する。なお、不動産担保等で抵当権設定登記を留保しているものについては、原則として一般担保とは取り扱わないこととするが、登記留保を行っていることに合理的な理由が存在し、登記に必要な書類がすべて整っており、かつ、直ちに登記が可能な状態となっているものに限り、一般担保として取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>この場合においても、第三者に対抗するためには、確実に登記を行うことが適当であり、当該不動産担保の抵当権の設定状況について適切な管理が必要である。</p> <p>また、動産を担保とする場合は、対抗要件が適切に具備されていることのほか、数量及び品質等が継続的にモニタリングされていること、客観性・合理性のある評価方法による評価が可能であり実際にもかかる評価を</p>	<p>(注) なお、保安林、道路、沼などは抵当権設定があっても、原則として一般担保と見ることができないことに留意する。</p>

③ 担保評価額	客観的・合理的な評価方法で算出した評価額（時価）をいう。	<p>取得していること、当該動産につき適切な換価手段が確保されていること、担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続が確立していることを含め、動産の性質に応じ、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれるかを検証する。</p> <p>また、債権を担保とする場合は、対抗要件が適切に具備されていることのほか、当該第三債務者（目的債権の債務者）について信用力を判断するために必要となる情報を随時入手できること、第三債務者の財務状況が継続的にモニタリングされていること、貸倒率を合理的に算定できること等、適切な債権管理が確保され、回収（第三者への譲渡による換価を含む。）が確実であると客観的・合理的に見込まれるかを検証する。</p> <p>担保評価額が客観的・合理的な評価方法で算出されているかを検証する。</p> <p>なお、担保評価額については、必要に応じ、評価額推移の比較分析、償却・引当などとの整合性のほか、処分価格の検証において、担保不動産の種類別・債務者区分別・処分態様別・実際の売買価額の傾向など、多面的な視点から検証を行う必要がある。</p> <p>また、担保評価においては、現況に基づく評価が原則であり、現地を実地に確認するとともに権利関係の態様、法令上の制限（建築基準法、農地法など）を調査の上で適切に行う必要がある。また土壌汚染、アスベストなどの環境条件等にも留意する。</p> <p>イ．債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である債務者に対する債権の担保不動産の評価額の見直し（再評価又は時点修正。以下同じ。）は、個別貸倒引当金は每期必要額の算定を行わなければならないこととされていること</p>
---------	------------------------------	--

		<p>から、公示地価、基準地価、相続税路線価など決算期末日又は仮基準日において判明している直近のデータを利用して、少なくとも年1回は行わなければならない、半期に1回は見直しを行うことが望ましい。</p> <p>また、債務者区分が要注意先である債務者に対する債権の担保不動産の評価額についても、年1回見直しを行うことが望ましい。</p> <p>担保評価額が一定金額以上のものは、必要に応じて不動産鑑定士の鑑定評価を実施していることが望ましい。</p> <p>なお、賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、原則、収益還元法による評価とし、必要に応じて、原価法による評価、取引事例による評価を加えて行っているかを検証する。この場合において、評価方法により大幅な乖離が生じる場合には、当該物件の特性や債権保全の観点からその妥当性を慎重に検討する必要がある。特に、特殊な不動産（ゴルフ場など）については、市場性を十分に考慮した評価となっているかどうかを検証する。</p> <p>ロ．担保の評価の方法を変更した場合には（例えば、評価の基準を公示地価から相続税路線価に変更した場合など）、評価の方法を変更したことの合理的な理由があるかどうかを確認する。</p> <p>ハ．動産・債権担保の担保評価については、実際に行っている管理手段等に照らして客観的・合理的なものとなっているかを検証する。</p>	
④ 処分可能見込額	<p>上記③で算出した評価額（時価）を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しく</p>	<p>担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。</p> <p>イ．担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検</p>	

なる。

証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。

ロ. 直近の不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）による鑑定評価額又は競売における買受可能価額がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、債権保全という性格を十分考慮する観点から、鑑定評価の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、必要な場合には、当該担保評価額に所要の修正を行っているかを検証する。鑑定評価については、依頼方法、依頼先との関係についても留意する。

なお、不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）による鑑定評価額及び競売における買受可能価額以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができることに留意する。

ハ. 処分可能見込額の算出に当たって、掛け目を使用している場合は、その掛け目が合理的であるかを検証する。

(イ) 不動産、動産及び売掛金の処分可能見込額の算出に使用する掛け目について、処分実績等が少ないとの事由により、掛け目の合理性が確保されない場合は、次に掲げる値以下の掛け目を使用しているかを検証する。

なお、安易に次に掲げる値以下の掛け目に依存していないかに留意する。

(不動産担保)

土地 評価額の70%

(注)「資料」は、担保物件の種類別に区分されていることが望ましい。

(注)「鑑定評価額」とは、不動産鑑定評価基準（平成14年7月3日付け国土交通事務次官通知）に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものは含まない。

(注)「買受可能価額」とは、民事執行法(昭和54年法律第4号)第60条第3項に規定する買受可能価額をいう。

		<p>建物 評価額の70%  (動産担保)  在庫品 評価額の70%  機械設備 評価額の70%  (売掛金担保)  売掛金 評価額の80%  (□) 有価証券の処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。  (有価証券担保)  国債 評価額の95%  政府保証債 評価額の90%  上場株式 評価額の70%  その他の債券 評価額の85%</p>	<p>(注)「その他の債券」とは、地方債(公募債及び縁故債)、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、金融商品取引所に上場している会社の発行する事業債及び証券投資信託受益証券をいう。</p>
<p>(5) 保証等による調整等</p>	<p>保証等により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良保証等により保全されているものについては、非分類とし、一般保証により保全されているものについては、Ⅱ分類とする。</p>	<p>一般事業法人による保証については、例えば、当該会社の取締役会において当該保証の承認手続が行われていないなど、手続不備等がある場合は、保証とはみなされない。  なお、自己資本比率規制上のリスクアセット又は支払余力基準上の信用リスクを意図的に削減するために行われる保証等及び決算期末日における不良債権額を意図的に減少するために行われる保証等で、当該保証等の期間が基準日から翌決算期末日を超える期間となっていない場合には、当該債権は保証等により保全されているとはみなされない。</p>	
<p>① 優良保証等</p>	<p>イ. 公的信用保証機関の保証、金融機関の保証、複数の金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体と金融機関が共同して設立した</p>	<p>左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。  イ. 「公的信用保証機関」とは、法律に基づき設立された保証業務を行うことができる機関であり、信用保証協会、独立行政法人農林漁業信用基金、</p>	

	<p>保証機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証をいう。ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び当該系統金融機関等が履行請求の意思がない場合には、優良保証とはみなされない。</p>	<p>農・漁業信用基金協会等である。</p> <p>なお、公的信用保証機関の保証の種類によっては保証履行の範囲が100%ではないものがあることに留意する。</p> <p>以下の場合には、「保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合又は履行請求の意思がない場合」として、優良保証とはみなさないものとする。</p> <p>(イ) 保証機関等の経営悪化等の理由から、代位弁済請求を行っていない場合又は代位弁済請求を行っているが代位弁済が受けられない場合（ただし、上記イの公的信用保証機関を除く。）</p> <p>(ロ) 保証を受けている系統金融機関等が代位弁済手続を失念あるいは遅延する等の保証履行手続上の理由により、保証機関等から代位弁済を拒否されている場合</p> <p>(ハ) その他保証を受けている系統金融機関等が保証履行請求を行う意思がない場合</p>	
<p>② 一般保証</p>	<p>ロ. 一般事業会社の保証については、原則として金融商品取引所上場の有配会社又は店頭公開の有配会社で、かつ保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約によるものを優良保証とする。</p>	<p>ロ. 一般事業会社の優良保証については、金融商品取引所上場の無配会社又は店頭公開の無配会社で無配の原因が一過性のものであり、かつ、当該会社の業況及び財務状況等からみて翌決算期には復配することが確実と見込まれる場合で、保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約が締結されている場合は、優良保証と判断して差し支えない。</p>	
	<p>ハ. 独立行政法人住宅金融支援機構の「住宅融資保険」などの公的保険のほか、民間保険会社の「住宅ローン保証保険」などの保険等をいう。</p>	<p>ハ. 住宅融資保険以外の公的保険としては、貿易保険制度による「輸出手形保険」及び「海外投資保険」がある。</p>	
	<p>優良保証等以外の保証をいう。</p> <p>例えば、十分な保証能力を有する一般事業会社（上記①のロを除く。）及び個人の保証をいう。</p>	<p>左記に掲げる保証が一般保証とされているかを検証する。</p> <p>保証会社の保証能力の有無等の検証に当たっては、当該保証会社の財務内容、債務保証の特性、自己査定、償却・引当、保証料率等の適切性等を踏まえた十分な実態把握に基づいて行う。</p>	

<p>③ 保証予約及び経営指導念書</p>		<p>また、保証が当該系統金融機関又は共済事業実施機関の子会社によるものである場合において、例えば、当該子会社が親系統金融機関等から支援等を受けている場合には、経営改善計画の妥当性や、その支援等を控除した場合等の状況についても踏まえることに留意する。</p> <p>一般事業会社の保証予約及び経営指導念書等で、当該保証を行っている会社の財務諸表上において債務者に対する保証予約等が債務保証及び保証類似行為として注記されている場合、又はその内容が法的に保証と同等の効力を有することが明らかである場合で、当該会社の正式な内部手続を経ていることが文書その他により確認でき、当該会社が十分な保証能力を有するものについては、正式保証と同等に取り扱って差し支えないものとする。</p>	
<p>(6) 分類対象外債権</p>	<p>分類の対象としない債権は次のとおりとする。</p> <p>① 決済確実な割引手形及びこれに類する電子記録債権（以下「決済確実な割引手形等」という。）並びに特定の返済財源により短時日のうちに回収が確実と認められる債権並びに正常な運転資金と認められる債権</p> <p>② 預貯金等及び国債等の信用度の高い有価証券、満期返戻金のある保険・共済等の優良担保が付されている場合、あるいは預貯金等に緊急拘束措置が講じられている場合には、その処分可能見込額に見合う債権</p>	<p>左記に掲げる債権が分類対象外債権とされているかを検証する。</p> <p>① 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権とされている債務者が振り出した手形並びにこれらの者が債務者となっている電子記録債権は、自己査定上は決済確実な割引手形等として取り扱わない。</p> <p>「特定の返済財源により近く入金が確実な」場合とは、概ね1か月以内に貸出金が回収されることが関係書類で確認できる場合をいう。</p> <p>② 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する運転資金は、自己査定上は正常な運転資金として取り扱わない。なお、要注意先に対する運転資金であっても、自己査定上は全ての要注意先に対して正常な運転資金が認められるものではなく、債務者の状況等により個別に判断する必要があることに留意する。</p>	<p>(注)「特定の返済財源」とは、近く入金が確実な増資・社債発行代り金、不動産売却代金、代理受領契約に基づく受入金、あるいは、返済に充当されることが確実な他金融機関からの借入金等で、それぞれ増資、社債発行目論見書、売買契約書、代理受領委任状又は振込指定依頼書、その他の関係書類により入金の確実性を確認できるものをいう。</p> <p>(注)「正常な運転資金」とは、正常な営業を行っていく上で恒常的に必要と認められる運転資金である。</p>

	<p>③ 優良保証付債権及び保険金・共済金の支払が確実に認められる保険・共済付債権</p> <p>④ 政府出資法人に対する債権</p>	<p>また、破綻懸念先に対する運転資金であっても、特定の返済財源による返済資金が確実に当該系統金融機関等の預貯金口座に入金され、回収が可能と見込まれる債権については、回収の危険性の度合いに応じて判断する。</p> <p>一般的に、卸・小売業、製造業の場合の正常な運転資金の算定式は以下のとおりであるが、算出に当たっては、売掛金又は受取手形の中の回収不能額、棚卸資産の中の不良在庫に対する貸出金は正常な運転資金とは認められないことから、これらの金額に相当する額を控除の上、算出することとする。</p> <p>正常な運転資金  = 売上債権 [売掛金 + 受取手形 (割引手形を除く)]  + 棚卸資産 (通常の在庫商品であって不良在庫は除く)  - 仕入債務 [買掛金 + 支払手形 (設備支手は除く)]</p> <p>複数の金融機関が運転資金を融資している場合には、被検査系統金融機関等の融資シェアを乗じて算出する。</p> <p>③ 優良保証付債権の資金使途が運転資金であり、当該運転資金とこれ以外の運転資金との合計額が正常運転資金相当額を超える場合は、分類対象外債権は正常運転資金相当額を限度とする。</p> <p>④ 政府出資法人が出資又は融資している債務者及び地方公共団体が出資又は融資している債務者に対する債権は、分類対象外債権として取り扱わず、原則として一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>具体的には、政府出資法人からの支援又は地方公共団体からの支援が確実であることの合理的な根拠がある場合</p>
--	---	--

	<p>⑤ 系統金融機関で、出資者の脱退または除名により、出資金の返戻額により債権の回収を予定している場合には、その出資金相当額に見合う債権</p> <p>⑥ 共済約款（証書）貸付</p>	<p>は、当該支援内容を踏まえ、債務者区分の検討を行うものとし、単に政府出資法人及び地方公共団体が出資又は融資を行っていることを理由として非分類としていないかを検証する。</p> <p>⑥ 共済約款（証書）貸付であっても、当該約款（共済規程）における解約返戻金を超過しているものについて非分類としていないかを検証する。</p>
<p>(7) 債権の分類基準</p>	<p>債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次のとおり分類を行うものとする。また、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて見做し債務者区分を付して分類を行う。この場合、例えばスコアリングによる格付け及びLTV（ローン・トゥー・バリュー）やDSCR（デット・サービス・カバレッジ・レシオ）等の指標を加味しながら総合的に回収の危険性を評価する等、合理的な手法で行うものとする。</p> <p>資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在するリスクを適切に勘案した上で、回収の危険性の度合いに応じて分類を行うものとする。</p> <p>住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等及び農林漁業者若しくは中小事業者向けの小口定型ローン等の貸出金については、延滞状況等の簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</p>	<p>債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類されているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、回収の危険性の度合いに応じて見做し債務者区分を付して分類されているかを検証する。</p> <p>なお、簡易な基準により分類を行っている場合には、基準及び基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを検証する。</p>
<p>① 正常先に対する債権</p>	<p>正常先に対する債権については、非分類とする。</p>	<p>正常先に対する債権が非分類とされているかを検証する。</p>
<p>② 要注意先に対する債権</p>	<p>要注意先に対する債権については、以下のイからホまでに該当する債権で、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全措置が講じられていない</p>	<p>要注意先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>なお、左記に掲げる分類対象となる債権の解釈は次のとおり</p>

<p>部分を原則としてⅡ分類とする。</p>	<p>とする。</p>
<p>イ. 不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形並びにこれらに類する電子記録債権</p>	
<p>ロ. 赤字・焦付債権等の補填資金、業況不良の関係会社に対する支援や旧債肩代わり資金等 (注) 繰越欠損や不良資産等を有する債務者に対する債権については、仮に他の名目で貸し出されていても、実質的にこれら繰越欠損等の補填資金に充当されていると認められる場合は原則として当該債権を分類することとする。また、その分類額の算出に当たって、どの債権がこれら繰越欠損等の補填資金に該当するか明確でないときは、例外的な取扱いとして債務者の繰越欠損や不良資産等の額と融資金融機関中の当該系統金融機関等の融資シェアを勘案して、これら繰越欠損等の補填に見合う債権金額を算出することができる。</p>	<p>ロ. 「当該系統金融機関等の繰越欠損金等の見合い貸出金額」及び「当該系統金融機関等の融資シェア」の算定式は以下のとおりである。      当該系統金融機関等の繰越欠損金等の見合い債権金額      = 繰越欠損金等の額 × 当該系統金融機関等の融資シェア        当該系統金融機関等の融資シェア      当該系統金融機関等の貸出金総額(割引手形を除く)      = <math>\frac{\text{当該債務者の借入金総額(割引手形を除く)}}{\text{}}</math></p>
<p>ハ. 金利減免・棚上げ、あるいは、元本の返済猶予など貸出条件の大幅な軽減を行っている債権、極端に長期の返済契約がなされているもの等、貸出条件に問題のある債権</p>	<p>ハ. 「貸出条件の大幅な軽減を行っている債権」とは、債務者の業況等が悪化し、約定弁済が困難となり、債務者の支援のために金利減免・棚上げ、元本の返済猶予等を行っている貸出金、及び本来、収益返済によるべき設備資金などを合理的な理由なく最終期日に一括返済としている債権である。      「極端に長期の返済契約」とは、設備資金として融資している場合で、返済期間が当該設備の耐用年数を超えているものが該当するほか、資金使途等から判断して、一定期間内に返済を行うことが適当であるにもかかわらず、債務者の収益力、財務内容等に問題があり、通常の返済期間を超えた返済期間となっているものである。</p>

	<p>二. 元本の返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題のある債権及び今後問題を生ずる可能性が高いと認められる債権</p> <p>ホ. 債務者の財務内容等の状況から回収について通常を上回る危険性があると認められる債権</p>	<p>なお、債務者が制度資金を利用している場合には、制度資金の内容、制度資金を融資するに至った要因等を総合的に勘案して、貸出条件の大幅な軽減を行っているかどうか又は極端に長期の返済契約かどうかを検討するものとし、制度資金を直ちに貸出条件の大幅な軽減を行っている債権又は極端に長期の返済契約と判断してはならない。</p>
<p>③ 破綻懸念先に対する債権</p>	<p>破綻懸念先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外のすべての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収が可能と認められる部分及び仮に経営破綻に陥った場合の清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類とし、これ以外の部分をⅢ分類とする。</p> <p>なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。</p>	<p>破綻懸念先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>なお、左記に掲げる回収可能見込額の解釈は次のとおりとする。</p> <p>イ.「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分をⅢ分類としているかを検証する。</p> <p>ロ.「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査系統金融機関等が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。</p> <p>なお、清算配当等により回</p>

<p>④ 実質破綻先及び破綻先に対する債権</p>	<p>実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外のすべての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額をⅢ分類、これ以外の回収の見込がない部分をⅣ分類とする。</p> <p>なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分はⅣ分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階でⅡ分類とする。</p>	<p>収が可能と認められる部分をⅡ分類としている場合は、当該清算配当等の見積りが合理的であるかどうかを検証する。</p> <p>実質破綻先及び破綻先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>また、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分であるⅡ分類と回収の見込みがない部分であるⅣ分類に分類するものとし、Ⅲ分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。</p> <p>なお、左記に掲げる回収可能見込額等の解釈は次のとおりとする。</p> <p>イ.「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分をⅣ分類としているかを検証する。</p> <p>ロ. 実質破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査系統金融機関等が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。</p> <p>破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、①清算人等から清算配当等の通知があった場合の清算配当等の通知があった日から5年以内の返済見込部分、②被検</p>
---------------------------	--	---

		<p>査系統金融機関が当該会社の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。</p> <p>なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類としている場合は、当該清算配当等の見積りが合理的であるかどうかを検証する。</p> <p>ハ. 会社更生法等の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て等が行われた債務者については、原則として以下のとおり分類されているかを検証する。</p> <p>(イ) 更生担保権を原則としてⅡ分類としているか。</p> <p>(ロ) 一般更生債権のうち、原則として、更生計画の認可決定等が行われた日から5年以内の返済見込部分をⅡ分類、5年超の返済見込部分をⅣ分類としているか。</p> <p>(ハ) 切捨債権をⅣ分類としているか。</p> <p>なお、更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区分及び分類の見直しを行っている場合は、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</p> <p>ニ. 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等が行われた債務者に対する共益債権については、回収の危険性の度合いを踏まえ、原則として、非分類ないしⅡ分類としているかを検証する。</p>
(8) 外国政府等に	外国政府、中央銀行、政府関	外国政府等に対する債権につ

<p>対する債権</p>	<p>係機関又は国営企業に対する債権については、その特殊性を勘案して、上記(7)によらず、客観的事実の発生に着目して分類するものとする。例えば、以下のような場合には、当該国の政治経済情勢等の状況を踏まえ、回収の危険性の度合いに応じて当該債権を分類することを検討する。</p> <p>① 元本又は利息の支払が1か月以上延滞していること。</p> <p>② 決算期末前5年以内に、債務返済の繰延べ、主要債権銀行間一律の方式による再融資、その他これらに準ずる措置（以下「債務返済の繰延べ等」という。）に関する契約が締結されていること。</p> <p>③ 債務返済の繰延べ等の要請を受け、契約締結に至らないまま1か月以上経過していること。</p> <p>④ 上記①から③までに掲げる事実が近い将来に発生することが見込まれること。</p>	<p>いては、当該国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等を踏まえ、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証するものとするが、少なくとも左記に掲げる債権について、原則として分類が検討されているかを検証する。</p>
<p>(9) 外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権</p>	<p>外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権については、上記(7)により行うものとする。</p> <p>ただし、延滞等の原因が当該国の外貨繰りによることが明らかである場合には、上記(8)に準じて分類するものとする。</p> <p>なお、自己査定に当たっては、当該国での取引形態、マーケットの状況、担保の状況等を勘案して行うものとする。</p>	<p>上記(8)により分類対象とされた外国政府等が所在する国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権については、上記(7)による分類の検討とともに、上記(8)による分類の検討を行うかを検証する。</p> <p>なお、当該国での取引形態、マーケットの状況、担保の状況等をどのように把握しているかを検証する。</p>
<p>(10) 未収利息</p>	<p>未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検証する。</p> <p>ただし、破綻懸念先で保全状況等による回収の可能性を勘案して、未収利息を資産計上している場合には、当該未収利息について回収の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを検証する。</p>	<p>未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検証する。</p> <p>ただし、破綻懸念先で保全状況等による回収の可能性を勘案して、未収利息を資産計上している場合には、当該未収利息について回収の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを検証する。</p>

<p>(11) 金融機能再生緊急措置法等における債権区分との関係</p>	<p>金融機能再生緊急措置法施行規則第4条並びに農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)及び同項第2号へ(2)、漁協信用事業等命令第48条第1項第1号ホ(2)、水産業協同組合法施行規則第207条第1項第6号ハ並びに農林中央金庫法施行規則(平成13年内閣府・農林水産省令第16号)第112条第5号ロに定める債権区分と本要領に定める債務者区分等との対応関係は、次のとおりである。</p> <p>なお、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項第1号の規定により、金融機能再生緊急措置法第6条第2項に規定する基準に従い資産の査定を行う必要のある系統金融機関は、信農連、信漁連及び金庫である。</p>	<p>要注先については、契約上の利払日を6か月以上経過しても利息の支払を受けていない債権について未収利息を資産計上している場合、その合理性を検証する。</p> <p>なお、破綻懸念先に対する未収利息が資産計上されている場合には、当該債務者に対する債権が下記(11)に基づく報告及び公表の対象となっているかを確認する。</p> <p>金融機能再生緊急措置法施行規則第4条等に定める基準に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として債務者区分等に応じて、左記に掲げるとおり区分されているかを検証する。</p> <p>なお、系統金融機関においては、農協法第54条の3第1項、水協法第58条の3第1項及び農林中央金庫法(平成13年法律第93号)第81条第1項により、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」及び「正常債権」の額については公衆の縦覧に供することが義務付けられており、さらに、農協法第99条の6、水協法第128条の6及び農林中央金庫法第99条の規定により、虚偽の記載等があった場合には、罰則が適用されることとされている。</p> <p>したがって、資産査定の結果や上記開示債権の区分・額等が不正確と認められる場合には、その原因(自己査定基準の適切性に起因するものか、自己査定作業の実施に起因するものか、その他の原因に起因するものかなど)及び被検査系統金融機関等の今後の改善策について、十分な確認を行いその的確な把握に努めるものとする。</p>
<p>①正常債権</p>	<p>正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権(農協法第54条の3第1項、水協法第58条の3第1項及び農林中央金庫法第81条第1項の規定に基</p>	<p>左記に掲げる債権が正常債権とされているかを検証する。</p>

<p>②要管理債権(三月以上延滞債権、貸付条件緩和債権)</p>	<p>づく開示にあっては、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権と読み替える。)、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権」であり、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権である。</p> <p>要管理債権とは、要管理先に対する債権のうち「三月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)」(金融機能再生緊急措置法施行規則第4条)をいう。</p> <p>なお、要管理先に対する債権は、要管理債権とそれ以外の債権に分けて管理するものとする。</p>	<p>左記に掲げる債権が要管理債権とされているかを検証する。その際、農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(iv)、漁協信用事業等命令第48条第1項第1号ホ(2)(iv)及び農林中央金庫法施行規則第112条第5号ロ(4)に定める貸出条件緩和債権の定義並びに系統金融機関にあっては、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局等通知)又は「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」(平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知)、全共連にあっては「共済事業向けの総合的な監督指針」(平成18年3月31日付け経営第7481号経営局長通知)、共水連にあっては「漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針」(平成20年4月1日付け水漁第3957号水産庁長官通知)における貸出条件緩和債権に係る留意事項も参考として検証する。</p> <p>なお、形式上は延滞が発生していないものの、実質的に三月以上延滞している債権を要管理債権としているかを検証する。</p> <p>(注)実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸出金の資金使途が元金又は利息の返済原資となっていないかを稟議書の確認及び当該貸出金の資金トレースを行うなどの方法により確認する。</p>	<p>(注) 農協法第54条の3第1項、水協法第58条の3第1項及び農林中央金庫法第81条第1項の規定に基づく開示にあっては、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の開示が義務付けられていることに留意する。</p>
----------------------------------	--	---	--

③危険債権	危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」であり、破綻懸念先に対する債権である。	左記に掲げる債権が危険債権とされているかを検証する。
④ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権である。	左記に掲げる債権が破産更生債権及びこれらに準ずる債権とされているかを検証する。
(12) 連結対象子会社に対する債権		<p>連結対象子会社（いわゆる関連ノンバンクを含む。）に対する債権については、原則として以下の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>① 被検査系統金融機関等の連結対象子会社に対する債権の場合</p> <p>連結対象子会社の資産について、原則として被検査系統金融機関等の自己査定の方法と同様の方法により資産査定を行い、連結対象子会社の財務状況等を的確に把握した上で、債務者区分を行い、分類を行う。</p> <p>ただし、連結対象子会社の業種、所在国の現地法制等により、被検査系統金融機関等の自己査定の方法と同様の方法により資産査定を行うことが困難な場合は、被検査系統金融機関等の自己査定の方法に準じた方法により行った資産査定結果をもとに、債務者区分を行い、分類することができる。</p> <p>② 他の金融機関の連結対象子会社に対する債権の場合</p> <p>一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類を行う。</p>
2. 有価証券の分類		

方法			
(1) 基本的な考え方	<p>有価証券の査定に当たっては、その保有目的区分（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券）に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。</p> <p>また、市場価格のない株式等の安全性の判断は、原則として債権と同様の考え方により発行主体の財務状況等に基づき行うものとする。</p>	<p>有価証券の保有目的区分及び評価については、「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日付け企業会計基準第10号企業会計基準委員会)等に基づいて適正に行われているかを検証する。</p>	<p>(注)「金融商品に関する会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」(2025年3月11日付け移管指針第9号企業会計基準委員会)及び「金融商品会計に関するQ &amp; A」(2024年7月1日付け移管指針第12号企業会計基準委員会)を含む。</p>
(2) 時価評価の対象となっている有価証券(売買目的有価証券及び時価のあるその他有価証券)	<p>帳簿価額を非分類とする。</p>	<p>帳簿価額が適正な時価で評価されているかを検証する。</p>	
(3) 時価評価の対象となっていない有価証券(満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式及び市場価格のない株式)			
① 債券	<p>債券については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。</p> <p>イ. 非分類債券</p> <p>次の債券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。</p> <p>(イ) 国債、地方債</p> <p>(ロ) 政府保証債(公社・公団・公庫債等)</p> <p>(ハ) 特殊債(政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券)</p> <p>(ニ) 金融債</p> <p>(ホ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券</p> <p>ロ. 満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券(上記イに</p>	<p>イ. 債券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>債券について、適正な時価が把握されているかを検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないかを検証する。</p> <p>ロ. 責任準備金対応債券については、リスク管理等が適切に</p>	

	<p>該当する債券を除く。)</p> <p>(イ) 時価が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。</p> <p>(ロ) 時価が帳簿価額を下回っている場合は、時価相当額を非分類とし、帳簿価額と時価の差額を、原則として、Ⅱ分類とする。</p> <p>株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。</p> <p>イ. 非分類株式</p> <p>次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。</p> <p>(イ) 政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く。）の発行する株式</p> <p>(ロ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式</p> <p>ロ. 子会社・関連会社株式（上記イに該当する株式を除く。）</p> <p>(イ) 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。</p> <p>(ロ) 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、Ⅱ分類とする。</p> <p>ただし、この場合において、当該株式の時価の下落期間等又は実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすることができるものとする。</p> <p>ハ. その他有価証券の株式（上記イに該当する株式を除く。）</p> <p>(イ) 実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。</p> <p>(ロ) 実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、実質価額相当額を非分類とし、帳</p>	<p>行われているか検証する。</p> <p>適正な時価が把握されているかを検証する。</p> <p>株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>適正な時価又は実質価額が把握されているかを検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないかを検証する。</p> <p>なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているかを検証する。</p> <p>デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」という。）により取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年10月9日企業会計基準委員会）に基づいて適正に算定されているかを検証する。特に、真正なDESであるかどうかの検証項目等に留意する。</p> <p>また、DESにより取得した株式を含む種類株式の期末評価については、「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（平成15年3月13日企業会計基準委員会）に基づいて適正に評価されているかを検証する。特に評価モデルの仮定の適切性に留意する。</p>	<p>(注) 「実質価額」とは、「金融商品会計に関する実務指針」第92項（市場価格のない株式等の減損処理）による実質価額をいう。以下同じ。</p> <p>(注) いわゆる実質DES及びDESの取り扱いについては、「監査上の留意事項について」（平成17年3月11日日本公認会計士協会）を参照。</p> <p>(注) 帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とする場合には、「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」（平成13年4月17日日本公認会計士協会）を参照。</p>
--	---	--	--

	<p>簿価額と実質価額相当額の差額に相当する額をⅡ分類とする。</p> <p>ただし、この場合において、当該株式の実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすることができるものとする。</p>		
<p>③ 外国証券</p>	<p>外国証券については、原則として、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。</p> <p>イ. 非分類外国証券</p> <p>次の外国証券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。</p> <p>(イ) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの(州政府等)及び地方公共団体の発行する債券</p> <p>(ロ) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券</p> <p>(ハ) 信用格付業者の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式</p> <p>ロ. 上記イ以外の外国証券</p> <p>原則として、上記①債券並びに②株式ロ及びハの分類方法に準じて分類を行うものとする。</p>	<p>外国証券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>外国証券について、適正な時価又は実質価額が把握されているかを検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないかを検証する。</p>	<p>(注)「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、国際復興開発銀行(IBRD)、国際金融公社(IFC)、米州開発銀行(IDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、アフリカ開発銀行(AfDB)及びアジア開発銀行(ADB)である。</p>
<p>④ その他の有価証券</p>	<p>その他の有価証券は、上記①、②、③及び下記(4)に準じて分類する。ただし、貸付信託の受益証券及び証券投資信託等のうち預貯金と同様の性格を有するものは、非分類とする。</p>	<p>ファンドについては、その種類・内容・リスク特性等の特徴を踏まえて、必要に応じて購入先などから詳細な各種情報入手し、系統金融機関又は共済事業実施機関が自ら適切にファンドの資産性や評価について、検討しているかを検証する。</p>	
<p>(4) 減損処理 ①時価のあるもの</p>	<p>売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価のあるものについて時価が著しく下落したと</p>	<p>イ. 時価が著しく下落しているものについて、回復可能性を検討しているかを検証する。</p>	<p>(注) 減損処理の具体的処理については、「金融商品会計に関する実</p>

	<p>きは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価とその取得原価又は償却原価との差額をIV分類とする。</p>	<p>ロ. 回復可能性を検討した結果、回復の可能性があると認められるものを除いて、減損処理の対象としているかを検証する。</p> <p>ハ. 上記イ、ロを踏まえて、減損処理が必要な場合、時価とその取得原価又は償却原価との差額をIV分類としているかを検証する。</p>	<p>務指針」第91項、第92項、第283-2項、第284項及び第285項を参照。</p>
② 市場価格のない株式等	<p>市場価格のない株式等について、当該株式等の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、当該実質価額とその取得原価との差額をIV分類とする。</p> <p>ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、当該差額をIV分類としないことができる。</p>	<p>株式等の発行主体の財政状態の悪化により期末の株式等の実質価額が取得時の実質価額に比べて相当程度低下し、かつ、当該実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下している場合は、当該差額をIV分類としているかを検証する。</p> <p>IV分類としていない場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられているかを検証する。</p>	
3. デリバティブ取引の分類方法	<p>デリバティブ取引の査定に当たっては、帳簿価額を非分類とする。</p>	<p>帳簿価額が適正な時価で評価されているかを検証する。</p>	
4. 契約資産の分類方法	<p>契約資産の査定に当たっては、債権と同様の方法により分類するものとする。</p>	<p>契約資産について、債権と同様の方法により分類されているかを検証する。</p>	<p>(注)「契約資産」とは、企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利(ただし、顧客との契約から生じた債権を除く。)をいう。以下同じ。</p>
5. その他の資産(債権、有価証券、デリバティブ取引及び契約資産以外)の分類方法	<p>その他の資産は適正な評価に基づき、以下のとおり分類するものとする。</p> <p>なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について自己査定を行っている場合には、債権と同様の方法により分類するものとする。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査系統金融機関等が抱えている場合には、債権流動化等の対象となった原債権を債権と同様の方</p>	<p>その他の資産のうち、金融商品の評価については、「金融商品に関する会計基準」等に基づいて適切に行われているかを検証する。</p> <p>また、その他の資産が左記に掲げるとおり分類されているかを検証する。</p> <p>なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目については、債権と同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクの全</p>	<p>(注)「金融商品に関する会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&amp;A」を含む。</p>

	法により分類した上で、被検査機関等が抱えている場合には、当該部分が価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。		
(1) 仮払金	貸出金に準ずる仮払金（債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）以外の仮払金については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。	貸出金に準ずる仮払金以外のものが、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類されているかを検証する。	
(2) 固定資産			
①業務用固定資産	業務用固定資産のうち、業務用として使用されていないいわゆる不稼働固定資産については、原則として、帳簿価額をⅡ分類とする。 また、稼働、不稼働にかかわらず、減損会計を適用した場合に減損すべきとされた金額については、これをⅣ分類とする。	不稼働固定資産について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 なお、①職員の福利厚生の目的としているが利用実績がほとんどないもの、及び②現に業務目的に供されていないか、今後、業務目的に供することが確実でないもの、を不稼働固定資産として分類しているかを検証する。	(注) 固定資産の減損については、「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日企業会計審議会)等を参照。
②運用不動産	運用不動産のうち、一定期間にわたり利用実態がなく利用計画もないものについてはⅡ分類とする。 また、減損会計を適用した場合に減損すべきとされた金額については、これをⅣ分類とする。	運用不動産のうち、一定期間にわたり利用実態がなく利用計画もないものについてはⅡ分類しているかを検証する。	(注)「一定期間」とは、概ね2年程度をいう。「利用実態がなく」とは、原則、賃料収入がないものをいう。ただし、当初の事業計画が中断し、当面の措置として駐車場等で利用しているものは、賃料収入があるとしても、最終利用形態でないことから利用実態がないものとする。 「利用計画もない」とは、計画の具体性及び実現の可能性が高い場合であっても、例えば社内予算書等において、計画に係る予算が計上されている等書面により確認できない場合は利用計画がないものとする。

<p>(3) ゴルフ会員権</p>	<p>イ. ゴルフ会員権については、有価証券の減損処理に準じて分類する。</p> <p>ロ. また、福利厚生用として保有しているものを除き、原則として帳簿価額をⅡ分類とする。</p> <p>ただし、会員権の発行主体の財務状況に問題が認められる場合には、保有目的にかかわらず債権と同様の考え方に基づき債務者区分を行い、要注意先及び破綻懸念先とされた者が発行するものは帳簿価額をⅡ分類、実質破綻先及び破綻先とされた者が発行するもので、施設の利用が可能なものは帳簿価額をⅡ分類、施設の利用が不可能なものは帳簿価額をⅣ分類に分類するものとする。</p> <p>なお、ゴルフ会員権をその他の資産ではなく、有価証券の勘定科目で保有している場合も、同様の方法により分類するものとする。</p> <p>また、会員権の発行主体に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</p>	<p>ゴルフ会員権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>有価証券の勘定科目で保有している場合に、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p>	<p>(注) ゴルフ会員権の減損処理等の具体的な処理については、「金融商品会計に関する実務指針」第135項及び第311項を参照。</p>
<p>(4) 未収共済掛金</p>	<p>未収共済掛金とは、共済連の会員が当該事業年度に収入した共済掛金のうち、共済連が収受すべき共済掛金の未収入金であり、組合等に対する債権である。未収共済掛金については、以下の事項に留意して分類するものとする。</p> <p>イ. 原則として、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類する。なお、共済契約者の実態が不明な場合等については、延滞状況等の簡易な基準により分類することができるものとする。</p> <p>ロ. 職員等が収入共済掛金を費消・流用している場合は、延滞期間に左右されることなく職員等の信用状態等に基づき分類する。</p> <p>ハ. 既経過解約未収については、延滞基準等の簡易な基準によ</p>	<p>未収共済掛金について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。簡易な基準により分類されている場合には、基準及び基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>(その他の留意事項)</p> <p>イ. 未収共済掛金が以下のような共済連の管理態勢等の問題により発生したものでないかを検証する。</p> <p>(イ) 職員等の費消・流用 (ロ) 共済掛金の計算誤りによる共済契約者からの徴収不足 (ハ) システムトラブル (引落としミス等) (ニ) 不適切な推進等 (立替、架空契約) (ホ) 共済契約者からの集金</p>	

	<p>る分類ではなく、実態判断により分類する。</p>	<p>遅延 ロ. 多額にⅢ、Ⅳ分類が発生している場合は、契約管理として問題がないかを検証する。</p>
(5) 外国再保険貸	<p>外国再保険貸とは、再保険契約に基づき、海外の再保険会社と授受される再保険料・再保険金等の未収入金であり、海外の再保険会社に対する債権である。</p> <p>外国再保険貸については、以下の事項に留意して分類するものとする。</p> <p>イ. 原則として、再保険先の財務状況に基づく回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類する。</p> <p>ロ. 再保険契約の内容等について訴訟等となっている場合等は回収見込みの実態を把握した上で分類する。</p> <p>ハ. 再保険先の倒産等が発生している場合は、財務状況等に基づき分類する。</p>	<p>外国再保険貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p>
(6) 代理業務貸	<p>代理業務貸とは、代理業務契約に基づき、他の保険会社の代理業務を行うことにより発生する委託先会社に対する債権である。</p> <p>代理業務貸については、外国再保険貸に準じて分類するものとする。</p>	<p>代理業務貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。また、他の保険会社の代理業務を行うことにより発生する未収債権については、委託会社の財務状況等に基づき分類されているかを検証する。</p> <p>(その他の留意事項) 外国再保険貸の留意事項に準じて検証する。さらに、どのような代理業務による対価であるかに留意して検証する。</p>
(7) 経済事業資産の分類方法	<p>経済事業資産とは、経済事業債権（経済事業未収金、受取手形及び受託販売債権（経済事業雑資産債権）をいう。以下同じ。）及び棚卸資産をいい、分類は次に掲げる方法により行う。</p>	
① 基本的な考え方	<p>経済事業債権の査定に当たっては、その回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、原則として債権と同様の考え方にに基づき分類を行うものとする。</p>	<p>経済事業債権の分類方法の検証に当たっては、債務者区分が正確に行われているか（信用格付けが合理的に行われている場合は、債務者区分と整合性がとれているか。）、経済事業債権の</p>

		<p>対象科目、決済サイト等の内容を個別に検討しているか、担保や保証等の調整が正確に行われているかを検証し、自己査定基準に基づき分類が正確に行われているかを検証する。</p> <p>また、債権との名寄せを行い、同一債務者について債務者区分の整合性が図られているかを検証する。</p>	
	<p>棚卸資産の査定に当たっては、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとする。</p>	<p>棚卸資産の検証に当たっては、棚卸資産の対象品目、使用期限等の内容を個別に実査しているかを検証し、自己査定基準に基づき分類が正確に行われているかを検証する。</p>	
② 経済事業債権			
ア 経済事業未収金	<p>経済事業未収金は、債権と同様の考え方により分類するものとする。</p> <p>なお、決済期限を超過しているもの、決済期限が未到来であっても経営不振等により債務者の信用状態が著しく悪化しているものであって、全額の回収は困難と見込まれるが額の確定が不可能なものはⅢ分類とする。手形交換所の取引停止等により回収見込みのないものはⅣ分類とする。</p>	<p>経済事業未収金が、左記に掲げるとおり分類されているかを検証する。</p> <p>また、農林漁家等に対する生産資材等の供給に係る経済事業未収金については、決済サイトの設定が農林水産物の生育期間等に適したものとなっているか、受託販売代金が農林漁家等に迅速に精算されているか、適切な手数料率が設定されているかを検証する。</p>	(注)医療事業における自費未収金も同様に扱うものとする。
イ 受取手形	<p>受取手形は、債権と同様の考え方により分類するものとする。</p>	<p>受取手形が、左記に掲げるとおり分類されているかを検証する。</p>	
ウ 受託販売債権(経済事業雑資産債権)	<p>受託販売債権(経済事業雑資産債権)は、経済事業未収金に準じて分類する。</p>	<p>受託販売債権(経済事業雑資産債権)が、左記に掲げるとおり分類されているかを検証する。</p>	
③ 棚卸資産	<p>棚卸資産は、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類を行うものとする。</p> <p>なお、計上後1年以上経過したもの(在庫の必要性のあるものを除く。)は、原則としてⅡ分類とし、期限切れのもの、品質低下等で減額すべきもの、販売処分できないものはⅣ分類とする。</p>	<p>棚卸資産が、左記に掲げるとおり分類されているかを検証する。</p> <p>なお、生産資材及び生活資材については、過剰在庫の防止、先入先出の励行等が分類資産と連動することから適正な在庫管理が行われているかを検証する。</p>	

<p>(8) 外部出資の分類方法</p>	<p>外部出資は、債権と同様の考え方により価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類を行う。</p> <p>ただし、株式については、「自己査定(別表1)」の「2. 有価証券の分類方法の(3)の②及び(4)」により分類するものとする。</p> <p>なお、価値の毀損の危険性がない場合であっても、系統金融機関の事業と関連性の薄いもの及び出資目的が達成されたと認められるものについては、原則としてⅡ分類とする。</p> <p>また、株式以外の外部出資について、外部出資先の財政状態の悪化により期末の出資金の実質価額が取得時の実質価額に比べて50%以上低下している場合は、当該差額をⅣ分類とする。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けされるのであれば、当該差額をⅣ分類としないことができる。</p>	<p>外部出資について、左記に掲げるとおり分類されているかを検証する。</p> <p>なお、外部出資については、その出資先が農林水産業・農山漁村の振興に寄与するものであるか、また自己資本の額に照らして過大なものとなっていないかを検証する。</p>
<p>(9) その他の資産</p>	<p>上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。</p> <p>なお、その他の資産のうち、金融商品取引法上の有価証券に該当するもの及び会計処理上有価証券に準じて取扱うものについては、有価証券の分類方法に準じて評価・分類を行うものとする。</p>	<p>その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>イ. 一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>なお、特定取引勘定設置系統金融機関が特定取引勘定において、一般事業会社が発行した買入金銭債権を継続的に買入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、分類のみならず、自己資本比率の算定が不正確となるとともに、農林中央金庫法施行規則第65条第3項、第4項(勘定間振替の禁止)の趣旨に反する行為であり、そのような取扱いが行われていないかを検証する。</p> <p>ロ. 被検査系統金融機関等の債権を信託方式により流動化した場合において、当該貸付債</p>

		<p>権信託受益権を被検査系統金融機関等が保有している場合は、当該貸付債権信託受益権は債権と同様の方法により分類しているかを検証する。</p> <p>ハ、資産勘定ではないものの、支払備金にマイナス計上している求償権及び残存物については信用リスクを有することから、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、適切な経理処理が行われているかを検証する。</p>
--	--	---

償却・引当（別表2）

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
1. 貸倒引当金	<p>貸倒引当金は、少なくとも債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積り計上する。</p> <p>ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性または価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象としないこととする。</p> <p>また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。</p> <p>プロジェクト・ファイナンスの債権は、当該債権の回収の危険性の度合いに応じて、予想損失額を合理的に見積り計上する。</p> <p>資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在するリスクを適切に勘案した上で、損失額を合理的に見積り計上する。</p>	<p>貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。</p> <p>次に、被検査系統金融機関等の信用リスクの程度に鑑み、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額と信用リスクの計量化等によって導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を比較し、その特性を踏まえた上で貸倒引当金総額の水準の十分性を確認しているかを検証する。</p> <p>特に、プロジェクト・ファイナンスの債権に係る償却・引当の算定においては、貸倒実績がないことをもって、引当を行わない理由としていないかを検証する。</p>	<p>(注) 左記の「被管理金融機関」とは、預金保険法附則第16条第2項及び農水産業協同組合貯金保険法附則第7条第2項の認定が行われた金融機関をいう。</p> <p>(注) 「自己査定」(別表1) 1.(3)の(注)の十分な資本的性質が認められる借入金に対する貸倒引当金の算定方法については、</p>

<p>(1) 一般貸倒引当金</p>	<p>一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分ごとに、以下に掲げる方法により算定された過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。</p> <p>一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が基本である。</p> <p>そのほか、被検査系統金融機関等のポートフォリオの構成内容（債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、個人・法人別、商品の特性別、債権の保全状況別など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などにより、被検査系統金融機関等の債権の信用リスクの実態を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい。</p> <p>予想損失率は、経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化（信用格付別、債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、債務者の個人・法人の別、債権の保全状況別等の構成の変化）等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将</p>	<p>一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、信用格付の区分又は債務者区分ごとに、償却・引当基準に基づき、予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>具体的には、以下に掲げる項目について検証する。</p> <p>イ. 貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金計上額の妥当性の検証</p> <p>① 平均残存期間等の検証</p> <p>平均残存期間に対する今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>具体的には、当座貸越に係る債権をどのように平均残存期間に反映させているか、約定期間が短期間ではあるものの、実質的には長期間固定化している債権をどのように平均残存期間に反映させているかなどを把握し、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>また、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分ごとに今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、信用リスクの程度に応じた区分ごとの今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>② 貸倒実績率又は倒産確率の検証</p>	<p>「資本性適格貸出金に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本性適格貸出金に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」 （平成16年11月2日日本公認会計士協会）を参照。</p>
--------------------	---	--	---

来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。

特に、経済状況が急激に悪化している場合には、貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の採用に当たり、直近の算定期間のウェイトを高める方法、最近の期間における貸倒実績率又は倒産確率の増加率を考慮し予想損失率を調整するなどの方法により、決定する。

(一般貸倒引当金の算定方法)  
予想損失額を算定する方法  
予想損失額＝債権額×予想損失率

「予想損失率を算定する具体的な算定式の例」

① 貸倒実績率による方法

貸倒償却等毀損額÷債権額

② 倒産確率(件数ベース)による方法

倒産確率×(1－回収見込率)

(注)「1－回収見込率」を無担保比率、平均毀損割合とする方法がある。

なお、要注先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができ債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(以下「DCF法」という。)がある。

貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等のすべての損失額が反映されているかを検証する。

倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、少なくとも実質破綻先及び破綻先となったすべての件数が反映されているかを検証する。

倒産件数には、何らかの形で破綻懸念先となった件数を反映することが適当であり、例えば、破綻懸念先となった件数に倒産確率を乗じて算出した件数を倒産件数として反映させるなど、その方法が合理的なものであるかを検証する。なお、破綻懸念先となった件数を倒産件数に反映していない場合には、一般貸倒引当金の総額が被検査系統金融機関等の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているか、前期以前の予想損失額の算定が十分な水準であったか、貸倒実績率に基づく予想損失額との比較が行われているかどうかについて十分に検証を行う。

また、倒産確率の算定に当たって、信用格付別又は債務者区別に遷移分析を行っている場合には、当該分析に合理的な根拠があるかを検証する。

なお、倒産確率による方法を採用している場合において、大口の損失が発生したことにより、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額が倒産確率による方法により算定した予想損失額を上回ると見込まれる場合には、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額を貸倒引当金として計上することが望ましい。

③ 異常値控除の検証

特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。

具体的には、貸倒実績率又は倒産確率の算定に当たっての債務者区分を正常先あるいは要注意先としていたものを、本来の債務者区分は破綻懸念先であったことを理由に、当該特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除している場合には、当該損失額又は倒産件数を破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定に反映するなど、何らかの方法により貸倒引当金の算定に反映しているかを検証する。

また、特定の業種又は地域に係る損失額又は倒産件数がその他の業種又は地域に係る損失額又は倒産件数に比べ、著しく相違していることを理由に、当該業種又は地域に係る損失額又は倒産件数を異常値として控除していないかを検証する。この場合は、特定の業種又は地域に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除することは適当ではなく、当該特定の業種又は地域ごとにグルーピングを行い、グループごとの貸倒実績率又は倒産確率を算定し、これに基づき予想損失率を求め、グループごとの債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定することが望ましい。

④ 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証

予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。

ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。

⑤ 予想損失率の検証

予想損失率を求めるに当たって、被検査系統金融機関等が、経営環境を取り巻く経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化等をどのように把握しているかを検証する。また、経済状況の変化等による必要な修正を行っている場合は、被検査系統金融機関等の経済状況の変化等の把握状況を踏まえ、修正を行うことについて合理的な根拠があるかを検証する。

また、被検査系統金融機関等が経済状況等の大きな変化を把握しているにもかかわらず必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。

⑥ 前期以前の予想損失額の検証

前期以前の予想損失額について、その後の実際の貸倒実績又は倒産件数の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率

		<p>の修正が適切かを検証する。</p> <p>ロ. DCF法に基づく貸倒引当金計上額の妥当性の検証</p> <p>債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」（平成15年2月24日日本公認会計士協会）に基づいて貸倒引当金が算定されているかを検証する。</p>
<p>① 正常先に対する債権に係る貸倒引当金</p>	<p>正常先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本である。ただし、今後1年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、正常先に対する債権額に予想損失率を乗じて算定する（今後1年間の予想損失額を算定する場合には、1年間の貸倒実績率又は倒産確率の過去3算定期間の平均値に基づき算定することとなる。）。</p>	<p>正常先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、正常先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間又は今後1年間の予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>なお、今後1年間の予想損失額を見積っている場合には、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。</p>
<p>② 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金</p>	<p>イ. 貸倒実績率又は倒産確率に基づく方法</p> <p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、貸倒実績率又は倒産確率に基づく方法を用いる場合、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本である。ただし、要注意先に対す</p>	<p>イ. 貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金計上額の妥当性の検証</p> <p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間、又は要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じ</p>

る債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分ごとに合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積って見れば妥当なものと認められる。

例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先（以下、「その他要注意先」という。）に対する債権について平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積っている場合は、通常、妥当なものと認められる（下記ロ及びハを参照）。

予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。

ロ. 要管理先の大口債務者に係る貸倒引当金の算定方法

(イ) 要管理先の大口債務者については、DCF法を適用することが望ましい。（金庫のみ）

DCF法は債権単位で適用することが原則であるが、債務者単位で適用している場合であっても、合理性があると判断されれば妥当と認められる。

なお、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難なため、やむを得ずDCF法を適用できなかった債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが望ましい。

(ロ) 将来キャッシュ・フロー

て区分し、当該区分ごとに合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。

また、信用リスクの程度に応じた区分ごとに今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。

なお、要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間の予想損失額を見積っている場合には、通常、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。

ロ. 要管理先の大口債務者に係る貸倒引当金の算定方法の検証

(イ) DCF法を採用している場合には、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価格との差額について貸倒引当金が計上されているかを検証する。また、債務者単位で適用している場合は、合理性があるかを検証する。

なお、DCF法を適用できなかった場合の個別に残存期間の算定に当たっては、契約上の貸出期間から実態の貸出期間への調整を合理的な方法に基づいて行っているかを検証する。

(ロ) 将来キャッシュ・フロー

(注)「要管理先に対する債権」とは、要管理先である債務者に対するすべての債権（要管理債権でない債権を含む。）をいう。以下同じ。

(注)「大口債務者」とは、当面、与信額が100億円以上の債務者をいう。以下同じ。

(注) 残存期間の算定方法の考え方については、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」

	<p>の見積り</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りは系統金融機関の最善の予測でなければならず、回収実績等、客観的根拠をベースに不確実性を適切に反映するなど慎重に決定し、每期見直さなければならぬ。</p>	<p>の見積りの検証</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りは、合理的で十分に達成が可能であると認められる前提、仮定及びシナリオに基づいた系統金融機関による最善の予測となっているかを検証する。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオは、債務者に影響する諸般の事情を検討した上で、過去の回収実績等合理的かつ客観的な証拠に基づき慎重に決定されているかを検証する。</p> <p>また、将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオは、決算の都度見直されているかを検証する。貸倒引当金の計上額についてバック・テストを行い、最善の予測と将来の結果との乖離が生じた場合には、必要に応じ、将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオ等を含めた貸倒引当金の計上方法を見直しているかを検証する。</p> <p>さらに、将来キャッシュ・フローの見積りに関しては、不確実性を反映させるため必要な調整を合理的かつ客観的な証拠に基づき行っているかを検証する。この場合において、「必要な調整」には、例えば、内部で蓄積している信用格付別貸倒実績率・倒産確率・格付遷移分析等の情報を利用して調整する場合を含む。</p>	<p>(平成15年2月24日日本公認会計士協会)を参照。</p>
	<p>(ハ) 割引率</p> <p>割引率は、債権の発生当初の約定利率又は取得当初の実効利率とする。</p>	<p>(ハ) 割引率の検証</p> <p>将来キャッシュ・フローを債権の貸出条件の緩和を実施する前に当該貸出金に適用されていた約定利率、又は、取得当初の実効利率で割り引いているかを検証する。</p> <p>なお、当初の約定利率</p>	

	<p>(二) 総額の適切性等</p> <p>DCF法に基づく貸倒引当金計上額が、要管理先の大口債務者の信用リスクの程度を十分に充たす必要がある。</p> <p>また、被検査系統金融機関のDCF法の適用及び貸倒引当金の決定は、合理的かつ客観的な証拠によって裏付けられなければならない。</p> <p>ハ. 要管理先又は破綻懸念先からその他要注意先に上位遷移した大口債務者に係る貸倒引当金の算定方法</p> <p>前期以前に要管理先又は破綻懸念先としてDCF法又は個別的な残存期間を算定する方法により貸倒引当金を算定していた大口債務者が、その他要注意先に上位遷移した場合、原則として経営改善計画等の期間内は、DCF法又は上記イに掲げる要管理先に対する債権に係る貸倒引当金の算定方法（平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見積る方法）を適用することが望ましい。</p>	<p>が、事後的に変動する金利に基づいて決定される場合においては、割引率を、貸出条件緩和直前の約定利子率に固定する方法、貸出条件緩和直前の利鞘と当該変動金利に基づいて決算日ごとに決定する方法などがあるが、いずれの方法で割引率が決定されているとしても、それが継続して適用されているかを検証する。</p> <p>(二) 総額の適切性の検証</p> <p>DCF法に基づく貸倒引当金計上額と過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき今後の一定期間における予想損失額を見込む方法によって算定した金額とを比較する等により、貸倒引当金の水準の十分性や合理性について検証する。</p>	
(2) 個別貸倒引当金及び直接償却	<p>個別貸倒引当金及び直接償却については、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行う。</p> <p>また、個別貸倒引当金は、毎</p>	<p>個別貸倒引当金及び直接償却については、償却・引当基準に基づき、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行っているかを検証する。</p>	

	<p>期必要額の算定を行う。</p> <p>なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、貸倒引当金の計上方法としてDCF法がある。</p>	<p>キャッシュ・フローの合理的な見積りについては、要注意先に対する債権に準じて行っているかを検証する。</p>
<p>① 破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金</p>	<p>破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則として個別債務者ごとに破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。通常、今後3年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。</p> <p>なお、大口債務者については、DCF法を適用することが望ましい。(金庫のみ)</p>	<p>破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対する債権の今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>具体的には、以下に掲げる項目について検証を行うとともに、一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含めⅢ分類とされた債権額全額を対象としているかを検証する。</p>
	<p>「破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定方法の例」</p>	
	<p>イ. Ⅲ分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法(合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法を含む。)</p> <p>上記イの方法により算定を行う場合においては、原則として信用格付の区分、少なくとも破綻懸念先とされた債務者の区分ごとに、過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率(予想損失率)を求め、原則として個別債務者の債権のうちⅢ分類とされた額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。</p> <p>予想損失率は、原則として個別債務者ごとに、経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の業況見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率</p>	<p>イ. Ⅲ分類額に予想損失率を乗じた額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合</p> <p>(イ) 今後の一定期間の検証</p> <p>予想損失額を見積る今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。ただし、今後3年間の損失見込額を見積っている場合には、通常、検証を省略して差し支えないものとする。</p> <p>(ロ) 貸倒実績率又は倒産確率の検証</p> <p>貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等のすべての損失額(破綻懸念先に対する債権に係る損失額を除く。)が反映されているかを検証する。</p> <p>倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、実質破綻先及び破綻先となったすべての件数が反映されているかを検</p>

に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。

予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、Ⅲ分類とされた債権に予想損失率を乗じて算定する。

なお、債務者区分が破綻懸念先とされた債務者数が相当数に上り、個別債務者ごとに担保等による保全の状況等を勘案のうえ償却・引当額を算定することが困難であると認められる系統金融機関等にあつては、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、グループごとに同一の予想損失率を適用し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上することができるものとする。この場合、グループごとに予想損失率を適用する一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲は、被検査系統金融機関等の資産規模及び資産内容に応じた合理的な範囲にとどめ、予想損失率の算定は厳格かつ明確である必要がある。

証する。

(ハ) 異常値控除の検証

特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。

(ニ) 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証

予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。

ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。

(ホ) 予想損失率の検証

予想損失率を求めるに当たって、被検査系統金融機関等が経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等をどのように把握しているかを検証する。

なお、被検査系統金融機関等が経済状況等の大きな変化を把握しているにもかかわらず個別債務者ごとに必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。

(ハ) 前期以前の予想損失額の検証

個別債務者ごとの前期以前の予想損失額について、個別債務者に係るその後の実際の貸倒実績又は

		<p>倒産の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。</p> <p>(ト) キャッシュ・フローによる回収額等の検証  個別債務者ごとにⅢ分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除している場合には、キャッシュ・フローの見積りが合理的なものとなっているかを検証するとともに、Ⅲ分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。</p> <p>なお、破綻懸念先とされた債務者数が多く、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、個別債務者ごとに担保等による保全の状況等を勘案することを省略し、グループごとに予想損失率を求め、予想損失額を算定している場合には、グループごとの予想損失額の算定が合理的であるかを検証する。この場合、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権を一つのグループとして予想損失額を算定して差し支えないものとする。なお、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲が合理的な範囲となっているかを検証する。</p>	<p>(注)「キャッシュ・フローによる回収額」とは、個別債務者ごとに、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額により原則として今後3年間、経営改善計画等が策定されている場合は今後5年間で回収が確実と見込まれる部分を用いる。</p>
<p>ロ. 売却可能な市場を有する債権について、合理的に算定された当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額とする方法</p>	<p>ロ. Ⅲ分類額から売却可能額を控除した残額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合  売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可能額を回収見込額とし、</p>		

	ハ. DCF法	債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額としている場合には、当該債権の売却可能額の算定が合理的なものであるかどうかを検証するとともに、Ⅲ分類のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。
② 実質破綻先及び破綻先に対する個別債権に係る個別貸倒引当金及び直接償却	実質破綻先及び破綻先に対する債権については、個別債務者ごとにⅢ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、直接償却する。	ハ. DCF法に基づき貸倒引当金を計上する場合 要注意先に対する債権のうちDCF法に基づき貸倒引当金を計上する方法(上記(1)②ロ.(イ)～(ニ))に準じて算定しているかを検証する。 ただし、キャッシュ・フローの見込期間については、原則として、経営改善計画等に基づきキャッシュ・フローを合理的に見積ることが可能な場合には5年程度、それ以外の場合は3年程度としているかを検証する。 実質破綻先及び破綻先に対する債権について、償却・引当基準に基づき、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額を予想損失額として、貸倒引当金として計上するか又は直接償却しているかを検証する。 なお、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額としているか、回収が確実と見込まれる部分をすべてⅡ分類とし、Ⅲ分類とされた額からさらに回収見込額を控除していないかを検証する。
③ 特定海外債権引当勘定	特定海外債権引当勘定については、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に応じて対象となる国が決定され、当該国の外国政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権のうち特定海外債権引当勘定の対象となる債権が明確である必要がある。 また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、当該予	特定海外債権引当勘定については、対象国、対象債権、予想損失率及び予想損失額の算定方法が合理的なものであるかを検証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における特定国の債権の売却可能額、信用等级付業者による当該国の格付等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。 特定海外債権引当勘定は、預貯金担保や対象国以外に居住する者による保証及び保険で保全されている等により回収が可能

<p>④ 貸倒引当金の総額の適切性の検証</p>	<p>想損失額に相当する額を特定海外債権引当勘定に計上する。</p>	<p>と見込まれる債権、現地通貨建債権、ストラクチャー上トランスファーリスクが回避されている債権を除いた債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた予想損失額として計上しているかを検証する。</p> <p>具体的には、正常先に対する債権及び要注先に対する債権のうち、特定海外債権引当勘定の対象となるものについて、一般貸倒引当金に加え、対象国の財政状況等による予想損失率を債権額に乗じた予想損失額を引当金として計上しているかを検証する。</p> <p>また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権のうち、特定海外債権引当勘定の対象となるものについて、個別債務者ごとの財務状況等による予想損失額に加え、当該債務者の債権のうち当該予想損失額を除いた部分に対象国の財政状況等による予想損失率を乗じた予想損失額を特定海外債権引当勘定又は個別貸倒引当金に計上しているかを検証する。</p> <p>貸倒引当金の総額が被検査系統金融機関等の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているかを検証する。</p>
<p>2. 貸倒引当金以外の引当金</p>	<p>貸倒引当金以外の引当金については、発生の可能性が高い将来の偶発損失等を合理的に見積り計上する。なお、以下に掲げる引当金の名称はあくまでも例示であり、これ以外の名称とすることを妨げない。</p>	<p>貸倒引当金以外の引当金については、発生の可能性が高い将来の偶発損失等について、合理的に見積られた額を引当金として計上しているかを検証する。</p> <p>なお、発生の可能性が高い将来の偶発損失等が存在するにもかかわらず、貸倒引当金以外の引当金を計上していない場合には、引当金を計上しないことについての合理的な根拠があるかを検証する。</p>
<p>(1) 特定債務者支援引当金</p>	<p>経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るため、債権放棄、現金贈与等の方法による支援を行っている場合は、原則と</p>	<p>債権放棄及び債権放棄以外の現金贈与等の方法により支援を行う予定の債務者が網羅されているか、当該債務者の支援に伴</p>

	<p>して、当該支援に伴い発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を特定債務者支援引当金として計上する。</p> <p>具体的には、被検査系統金融機関等の連結対象子会社（いわゆる関連ノンバンクやグループ内保証会社を含む。）の支援に伴う損失見込額の算定に当たり、当該連結対象子会社の資産査定の結果を踏まえ、当該子会社の分類額から当該子会社からの回収見込額（純資産の部に計上されている額及び経営改善計画期間中のキャッシュ・フローによる回収見込額の合計額）を控除（Ⅳ分類から先に充当する。）した後に残存するⅢ及びⅣ分類について、被検査系統金融機関等の償却・引当額の算定と同様の方法又はこれに準じた方法により、当該子会社の所要償却・引当額の算定を行い、当該所要償却・引当額を支援に伴う損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。この場合、少なくともⅣ分類とされた部分は全額、Ⅲ分類とされた部分は被検査系統金融機関等の償却・引当基準に基づく破綻懸念先に対する債権と同様の方法により予想損失額の算定を行い、当該予想損失額を損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。</p> <p>なお、特定の債務者に対する債権放棄、現金贈与等の方法による支援に伴う損失見込額については、特定債務者支援引当金として計上することが基本であるが、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該特定の債務者の債務者区分が破綻懸念先で支援に伴う損失見込額が債権の範囲内であり、かつ、当該損失見込額が少額で特定債務者支援引当金を設定する必要性に乏しい場合など合理的な根拠がある場合は、個別貸倒引当金として計上できる。</p>	<p>う損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。</p> <p>なお、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該支援に伴う損失見込額を個別貸倒引当金として計上している場合は、個別貸倒引当金として計上することに合理的な根拠があるか、当該損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。</p>
<p>(2) その他の偶発損失引当金</p>	<p>上記(1)以外に発生の可能性が高い将来の偶発損失等を有する</p>	<p>将来負担する損失見込額を合理的に見積り、その他の偶発損</p>

	<p>場合には、合理的に見積られた将来負担すると見込まれる額を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、左記に掲げるものうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査系統金融機関等が抱えている場合で、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額及びⅣ分類とされた部分を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。</p>	<p>失引当金として計上しているかを検証する。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、左記に掲げるものとおりに、損失見込額を偶発損失引当金に計上しているかを検証する。</p>
3. 有価証券の評価	<p>有価証券の評価については、以下のイ～ハの区分に応じ評価する。</p> <p>イ. 債券の評価</p> <p>満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</p> <p>ロ. 株式の評価</p> <p>Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</p> <p>ハ. 外国証券及びその他の有価証券の評価</p> <p>上記イ及びロの区分に準じて評価する。</p>	<p>有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか直接償却しているかを検証する。</p>
4. 契約資産の評価	<p>契約資産の評価について、債権に準じて評価を行うものとする。</p>	<p>契約資産について、左記に掲げるとおり、評価されているかを検証する。</p>
5. その他の資産の評価	<p>その他の資産の評価については、以下の(1)～(7)の区分に応じ評価する。</p>	<p>その他の資産の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか又は直接償却されているかを検証する。</p>
(1) 仮払金の評価	<p>貸出金に準ずる仮払金以外の仮払金については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p>	

(2) 固定資産の評価	固定資産については、Ⅳ分類とされた部分を直接償却する。	固定資産の減損については、「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日企業会計審議会)等を踏まえ、適切に行われているかを検証する。	
(3) ゴルフ会員権の評価	ゴルフ会員権については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。		
(4) 未収共済掛金、外国再保険貸、代理業務貸の評価	未収共済掛金、外国再保険貸、代理業務貸については、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。		
(5) 経済事業資産の評価			
① 経済事業債権に係る貸倒引当金	経済事業債権については、貸倒引当金の対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もり計上する。 また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付、債務者区分に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付、債務者区分に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。 具体的には、「1貸倒引当金」の「償却・引当基準の適切性の検証」の規定により検証する。	貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付、債務者区分を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。 次に、被検査系統金融機関等の信用リスクの程度に鑑み、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。 具体的には、「1貸倒引当金」の「償却・引当結果の正確性の検証」の規定により検証する。	(注)医療事業における自費未収金も同様に取り扱いのものとする。
② 棚卸資産の評価	棚卸資産については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。	棚卸資産について、左記に掲げるとおり、損失見込額を直接償却しているかを検証する。	
(6) 外部出資の評価	外部出資については、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先については、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上する。 また、Ⅳ分類とされた部分を	外部出資について、貸倒引当金と同様の方法により左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか直接償却算定しているかを検証する。	

	<p>損失見込額として直接償却する。</p> <p>ただし、株式については、「3. 有価証券の評価のロ」により評価するものとする。</p>		
<p>(7) その他の資産の評価</p>	<p>イ. 買入金銭債権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する買入金銭債権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた買入金銭債権は、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p> <p>ロ. 貸付債権信託受益権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者の債権を流動化した受益権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた受益権は、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p> <p>上記以外のその他の資産については、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に該当する額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分は損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p>	<p>買入金銭債権又は貸付債権信託受益権を債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定しているかを検証する。</p> <p>なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>上記以外のその他の資産について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金の計上又は直接償却しているかを検証する。</p>	